# 中小企業向け所得拡大促進税制 平成30年度税制改正のポイント

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除する**所得拡大促進税制を拡充し、3年間延長**します。

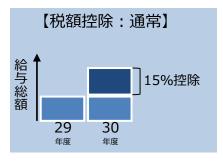
## 改正後の制度概要

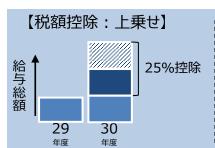
#### 【要件】

- ①給与総額が前年度以上
- ②平均給与が前年度比で1.5%以上増加



- 前年度からの給与総額の増加額に対して、
  **15%の税額控除**
- 人材投資や生産性向上に取り組む企業は 税額控除率を25%に上乗せ





#### <上乗せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たす場合は、前年度からの増加額の25%を控除

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営 カ向上の認定を受け、経営力向上が なされていること

## ■ 基準年度からの増加要件を撤廃します

### 現行制度

給与総額が基準年度(平成 24年度)比で3%以上増加 していることが適用の要件。



#### 改正後

基準年度との比較要件は撤廃。

## 2 税額控除率を拡充します

### 現行制度

給与総額の基準年度(平成 24年度)からの増加額に対し て、10%の税額控除。



#### 改正後

給与総額の前年度からの増加額に対して、 15%の税額控除。

## 3 人材投資や生産性向上に取り組む企業はさらに支援します

### 改正後

平均給与が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資(新たなスキル獲得のための研修等)や生産性向上に取り組む場合には、 給与総額の前年度からの増加額に対して、25%の税額控除。